

政治資金監査に関する研修実施要領及び政治資金監査実務に
関するフォローアップ研修実施要領の改正について

1 改正の内容

- (1) 政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定）を資料2（1）のとおり改正する。
- (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領（平成26年3月28日政治資金適正化委員会決定）を資料2（2）のとおり改正する。

2 改正の理由

日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会における研修単位又は受講時間（以下「研修単位等」という。）の認定について、受講者の同意があった場合には、当該受講者に係る必要な情報を当委員会から両会に提供することにより、当該受講者が両会に研修単位等の認定申請手続を経ずに、認定を受けることが可能となる（日本公認会計士協会への認定申請手続にあっては、登録時研修及び実務向上研修に係る集合研修に限る。）ことから、研修申込書に受講者の同意欄を追加するもの。

政治資金監査に関する研修実施要領

〔平成 20 年 12 月 10 日〕
政治資金適正化委員会決定

改正 平成 22 年 12 月 8 日
 改正 平成 25 年 6 月 12 日
 改正 平成 29 年 3 月 31 日
 改正 平成 30 年 8 月 9 日
 改正 令和 元年 5 月 1 日
 改正 令和 3 年 10 月 21 日
 改正 令和 4 年 5 月 25 日
 改正 令和 6 年 2 月 28 日
 改正 令和 6 年 3 月 25 日

1 研修の目的

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得することを目的とする。

2 研修の対象者

政治資金規正法第 19 条の 18 第 1 項の規定による登録政治資金監査人

3 研修の時間及び内容

（1）研修の時間は全体で 3 時間程度とする。

（2）講義を 2 時間半程度行う。講義の内容及び時間配分は次のとおりとする。

① 以下の研修資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を 1 時間程度行う。

- ・「政治資金規正法のあらまし」
- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - I. 政治資金監査の目的
 - II. 登録政治資金監査人
 - III. 国会議員関係政治団体

② 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を 1 時間半程度行う。

- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

- V. 政治資金監査指針② 個別監査指針
- VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング
- VII. 政治資金監査報告書
- VIII. その他の留意事項

- ・参考資料
- ・「政治資金監査関係法令集」

- (3) 講義の終了後、政治資金監査に関する具体的な指針等の内容に関する小テストを実施する。なお、当該小テストの結果により研修の可否判定を行うものではない。

4 研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法により研修を実施し、登録政治資金監査人はいずれかの研修を受けるものとする。

(1) 集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

(2) 個別研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。

(3) リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

5 研修の受講手続

研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) 研修事前申込書の提出

研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・個別研修・リモート研修の別及び受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）を記載した政治資金監査に関する研修事前申込書（別紙様式1）（以下「研修事前申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前まで（必着）

② 個別研修 原則として受講希望日の1週間前まで（必着）（受講可能な

日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認すること。)

③ リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限まで（必着）

（２）研修受講者への通知

政治資金適正化委員会は、研修事前申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で、研修受講者に対し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより通知を行う。

①集合研修・個別研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した政治資金監査研修受講通知書（別紙様式２）を交付する。

②リモート研修 受講に必要な情報（ID・パスワード、受講可能期間等）を通知する。

（３）政治資金監査研修申込書の提出

集合研修及び個別研修の場合は政治資金監査研修受講通知書を交付された者、リモート研修の場合は受講に必要な情報を通知された者は、研修手数料６千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書（別紙様式３）に必要な事項を記入し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

① 集合研修 政治資金監査研修受講決定通知書に記載の期日まで（必着）

② 個別研修 研修日当日（持参）

③リモート研修 予め通知された期日まで（必着）

（４）政治資金監査研修受講票等の交付

政治資金適正化委員会は、政治資金監査研修申込書を提出した研修受講者に対して政治資金監査研修受講票（別紙様式４）（集合研修及び個別研修の場合に限る。）及び３の研修資料を交付する。

（５）研修手数料の取扱い

政治資金適正化委員会は、集合研修及び個別研修の場合は政治資金監査研修受講票及び研修資料の交付を受けた者、リモート研修の場合は研修資料の交付を受けた者が以下に該当することとなった場合においても、研修手数料を返還しない。ただし、研修の日時・会場・実施方法の変更は認めることとする。

- ・ 自己の責任により研修を受講しないこととした場合
- ・ 自己の責任により研修を途中で中断した場合
- ・ リモート研修において、自己の責任により指定された期間にすべての研

修動画（３（２）の講義を内容とした動画という。以下同じ。）の視聴を終えることができなかった場合（研修受講者のインターネット通信環境等に障害が発生したことによる場合を含む。）

（６）提出期限の特例

政治資金適正化委員会は、（１）又は（３）に定める日後に、研修事前申込書又は政治資金監査研修申込書が提出されたときは、その受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）の研修の定員に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修受講の手続を進めることができるものとする。

６ 研修受講者の遵守事項

（１）集合研修・個別研修

研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

（２）リモート研修

研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

７ 研修の修了

研修受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了する。

なお、リモート研修の場合は、政治資金適正化委員会が、研修受講者によってすべての研修動画の視聴が行われていること及び研修受講者本人による有効な視聴であったことを確認することをもって研修の修了とする。

８ 政治資金監査研修修了証書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了者に対し、政治資金監査研修修了証書（別紙様式５）を交付する。

なお、集合研修及び個別研修においては、政治資金監査研修受講票と引き換えに交付する。

9 登録政治資金監査人名簿への登録等

政治資金適正化委員会は、研修修了者について、登録政治資金監査人名簿に研修の修了年月日を付記するとともに、原則として総務省ホームページにおいて研修の修了の有無を公告する。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、平成20年12月10日から施行する。

ただし、平成20年度に行う研修については、別紙様式1の注意事項に掲げた期日によることなく、別途政治資金適正化委員会事務局が定める期日により取り扱うことができるものとする。

附 則

改正後の実施要領は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成25年7月15日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和４年５月２５日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和６年２月２８日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和６年３月２５日から施行する。

(別紙様式 1)

登録時研修（事前申込）

政治資金監査に関する研修事前申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

事前申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登録番号	
電話番号	
電子メールアドレス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
第1希望	令和 年 月 日	
第2希望	令和 年 月 日	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
第1希望	令和 年 月 日	午前・午後
第2希望	令和 年 月 日	午前・午後

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※「研修の時間」は、午前（10:00～13:00）又は午後（13:30～16:30）のいずれかを選択すること。

※第2希望まで記入すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月
第1希望	令和 年 月
第2希望	令和 年 月

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施する登録時研修は、公認会計士にあっては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する登録時研修について、（受講者の同意に基づき）両会における研修単位又は受講時間（以下「研修単位等」という。）の認定に必要な情報を当委員会から両会に提供することで、受講者が両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能です。

ただし、日本公認会計士協会への個別研修及びリモート研修の研修単位等の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

つきましては、該当する□に☑を入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

☐ 同意します。（☐日本公認会計士協会 ☐日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいか☑を入れてください。両方の場合、両方とも☑を入れてください。

☑を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

☐ 同意しません。

（同意しない場合、受講者ご自身から関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますに☑を入れてお申込みください。

注意事項 （「注意事項」については、適宜の記載をする。）

(別紙様式 2)

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
事務局長

政治資金監査研修受講通知書

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修について、下記のとおり通知します。

記

受 講 者 氏 名	
登 録 番 号	
研 修 日 時	
研 修 会 場	
携 行 品	

注意事項

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 3)

収入印紙貼付欄

6 千円

消印しないこと

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会 宛

申込者 氏名

住所

政治資金監査研修申込書

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	

※「受講者氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「研修会場」は、リモート研修の場合は「リモート研修」と記載すること。

(別紙様式 4)

この受講票は、研修会場に持参してください。

政治資金監査研修受講票

受 講 者 氏 名	
登 録 番 号	
研 修 日 時	
研 修 会 場	
携 行 品	

注意事項

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 5)

政治資金監査研修修了証書

(氏 名)

(登録番号) 第 号

上記の者は、政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。

令和 年 月 日

政治資金適正化委員会

委員長

印

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領

平成 26 年 3 月 28 日
政治資金適正化委員会決定

改正 平成 29 年 3 月 31 日
改正 平成 30 年 8 月 9 日
改正 令和 元年 5 月 1 日
改正 令和 2 年 10 月 22 日
改正 令和 3 年 10 月 21 日
改正 令和 4 年 5 月 25 日
改正 令和 6 年 2 月 28 日
改正 令和 6 年 3 月 25 日

1 研修の目的

政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 3 号に基づき、政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項に規定する政治資金監査に関する研修で修得した専門的知識をフォローアップする研修（以下「フォローアップ研修」という。）を行うことで、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的とする。

2 フォローアップ研修の対象者

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項に規定する政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人

3 フォローアップ研修の実施

政治資金適正化委員会はフォローアップ研修において、次の研修を実施する。

- (1) 政治資金監査実務の基礎知識の定着に資する研修
（以下「再受講研修」という。）
- (2) 政治資金監査実務の向上に資する研修
（以下「実務向上研修」という。）

4 フォローアップ研修の時間及び内容

- (1) フォローアップ研修の時間は全体で 5 時間半程度とする。
- (2) 講義の内容及び時間は、次のとおりとする。

① 再受講研修（全体は３時間程度、講義時間は２時間半程度）

政治資金監査に関する研修実施要領（平成２０年１２月１０日政治資金適正化委員会決定）の「３ 研修の時間及び内容」と同様とする。

② 実務向上研修（全体は２時間半程度、講義時間は２時間１５分程度）

主に以下の内容について講義を行うこととし、詳細は各年度に決定する。

- ・政治資金監査のポイント
- ・政治資金監査の質の向上
- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」及び「政治資金監査に関するQ & A」等の改定に伴う政治資金監査制度に関する変更点
- ・演習問題

（３）（２）①及び②の講義の終了後、政治資金監査に関する具体的な指針等の内容に関する小テストを実施する。なお、当該小テストの結果により研修の可否判定を行うものではない。

５ フォローアップ研修の実施方法

政治資金適正化委員会は次の方法によりフォローアップ研修を実施する。

（１）集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

（２）個別研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。

（３）リモート研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修。

６ フォローアップ研修の受講

フォローアップ研修のうち、再受講研修は特に希望する者が受講するものであるが、実務向上研修はできる限り受講することが望ましい。

７ フォローアップ研修の受講手続

フォローアップ研修の受講手続については、次のとおりとする。

(1) フォローアップ研修受講申込書の提出

フォローアップ研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・個別研修・リモート研修の別及び受講を希望する研修の日時・会場（リモート研修の場合は受講希望月）を記載した書面（「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書」（別紙様式1）。以下「フォローアップ研修受講申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

- ① 集合研修 原則として受講希望日の4週間前までに郵送又は電子メールを送信する方法により提出する（必着）。
- ② 個別研修 原則として受講希望日の1週間前までに郵送又は電子メールを送信する方法により提出する（必着）。（受講可能な日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認すること。）
- ③ リモート研修 政治資金適正化委員会が指定する申込期限内に電子メールを送信する方法により提出する（必着）。

(2) 研修受講者への通知

政治資金適正化委員会は、フォローアップ研修受講申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で、フォローアップ研修受講者に対し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより通知を行う。

- ① 集合研修・個別研修 研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した書面（「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講通知書」（別紙様式2））を交付する。
- ② リモート研修 受講に必要な情報（ID・パスワード、受講可能期間等）を通知する。

(3) フォローアップ研修手数料

フォローアップ研修手数料は無料とする。

(4) 提出期限の特例

政治資金適正化委員会は、(1)に定める提出期限後にフォローアップ研修受講申込書が提出されたときは、その受講希望日時（リモート研修の場合は受講希望月）のフォローアップ研修の定員に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に、研修受講の手続を進めることができるものとする。

8 フォローアップ研修受講者の遵守事項

(1) 集合研修・個別研修

フォローアップ研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(2) リモート研修

フォローアップ研修受講者は、指定された期間内に研修を受講しなければならない。また、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスに係る諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

9 研修受講証明書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了後、希望するフォローアップ研修受講者に対し、研修受講証明書（別紙様式3）を交付する。なお、リモート研修の場合は、研修受講証明書によらず、政治資金適正化委員会がリモート研修のために提供するサービスの仕様に基づき発行される、研修受講を証明する書面を交付する場合がある。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、フォローアップ研修の実施に関し必要な事項は、委員長が政治資金適正化委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

令和2年度におけるフォローアップ研修は、「リモート研修実施要領」
(令和2年10月22日政治資金適正化委員会決定)に基づき実施する。

附 則

改正後の実施要領は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和6年2月28日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、令和6年3月25日から施行する。

(別紙様式 1)

フォローアップ研修（申込）

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登録番号	
電話番号	
電子メールアドレス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※受講を希望する研修が「再受講研修のみ」又は「実務向上研修のみ」の場合には、午前（10:00～13:00）又は午後（13:30～16:30）のいずれかを選択することとし、「両研修」の場合には、終日（10:00～16:30）を選択すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

	研修の実施月	受講する研修の選択
第1希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修
第2希望	令和 年 月	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修

※「研修の実施月」は、リモート研修の実施案内に記載されるリモート研修の実施期間から、受講を希望する実施月を第2希望まで記入すること（リモート研修の実施月が一の場合は第1希望のみ記入すること。）。

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

（公認会計士及び税理士のみ）

当委員会が実施するフォローアップ研修は、公認会計士にあっては（実務向上研修に係る集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけているCPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施するフォローアップ研修について、（受講者の同意に基づき）両会における研修単位又は受講時間（以下「研修単位等」という。）の認定に必要な情報を当委員会から両会に提供することで、受講者が両会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位等として認定していただくことも可能です。

ただし、日本公認会計士協会への実務向上研修に係る個別研修及びリモート研修の研修単位等の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

つきましては、該当する□に☑を入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

☐ 同意します。（☐日本公認会計士協会 ☐日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいか☑を入れてください。両方の場合、両方とも☑を入れてください。

☑を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

☐ 同意しません。

（同意しない場合、受講者ご自身から関係士業団体へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますに☑を入れてお申込みください。

注意事項 （「注意事項」については、適宜の記載をする。）

(別紙様式2)

令和 年 月 日

様

政治資金適正化委員会
事務局長

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講通知書

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について、下記のとおり通知します。

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	(再受講研修) 令和 年 月 日 ○○:○○~○○:○○ (実務向上研修) 令和 年 月 日 ○○:○○~○○:○○
研修会場	
携行品	

注意事項

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 3)

研修受講証明書

受講者氏名 _____

上記の者は、下記のとおり政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 3 号に基づく研修を受講したことを証明する。

記

1 研 修 名 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修 (〇〇〇〇)

(集合研修の場合)

2 受講日時 令和 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

3 受講場所

(個別研修の場合)

2 受講日時 令和 年 月 日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

3 受講場所 総務省政治資金適正化委員会事務局内

(リモート研修の場合)

2 受講完了日 令和 年 月 日

3 受講方式 リモート研修方式

政治資金適正化委員会事務局

研修受講証明

〇〇. 〇〇. 〇〇

政治資金適正化委員会
事務局